

## 1 1 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱【危機管理本部】

(総則)

第1条 市長は、地域における防災活動を強力に推進するため、市及び区の自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）の行う事業及び運営に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、川崎市地域防災活動促進助成金（以下、「助成金」という。）を協議会に交付する。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(助成事業)

第3条 助成金の対象となる協議会の行う事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所運営に関する会議、訓練、研修会、講習等に関すること。
- (2) 地域防災拠点（中学校）を中心とした防災活動に関すること。
- (3) 防災に関する資料を作成し、提供すること。
- (4) 市民まつり、区民祭等において、防災に関する啓発、周知をすること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた地域防災活動促進のための事業を行うこと。

(交付申請)

第4条 協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動促進事業計画書（第2号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書（第3号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書（第4号様式）

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、交付を決定する。

2 前項の規定による交付決定の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書（第5号様式）により行う。

(助成事業の変更等)

第6条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業内容又は助成事業の経費配分を変更しようとするときは、あらかじめ地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成事業に要する各事業経費の変更額が、当該経費の5パーセント以内又は5万円以下の場合は、この限りでない。

- (1) 地域防災活動促進事業変更計画書（第7号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書（第8号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業変更収支予算書（第9号様式）

2 協議会は、助成事業を中止し、又は廃止する場合は、市長に前項の申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(助成事業の変更等の承認及び通知)

第7条 市長は、前条の変更承認申請等があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、これを承認する。

2 前項の規定による変更承認等の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書(第10号様式)により行う。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業を完了したときは、速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域防災活動促進事業報告書(第12号様式)

(2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書(第13号様式)

(3) 地域防災活動促進事業収支決算書(第14号様式)

(4) 監査結果報告書(第15号様式)

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定する。

2 前項の規定による助成金の確定額の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書(第16号様式)により行う。

(助成金の取消し及び返納)

第11条 市長は、協議会が助成事業の実施に関し、次の各号の一に該当するものと認められた場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させなければならない。

(1) この要綱により提出する書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 市長の承認を受けずに助成事業の変更等を行ったとき。

(3) 助成金に不用額が生じたとき。

(4) 第2条第2項に該当する場合

(書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査)

第13条 市長は、必要に応じて助成事業の実施状況等に関して検査することができる。

2 前項に規定する検査は、危機管理監が命じた職員により行い、検査の結果を危機管理監に報告する。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じて、協議会の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成9年6月6日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日27川総危第1451号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川総危第1407号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(第1号様式)

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

代表者氏名 ふりがな \_\_\_\_\_ 印

所在地 川崎市 \_\_\_\_\_

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年度地域防災活動促進事業について助成金の交付を受けたいので、川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業計画書 (第2号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書 (第3号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書 (第4号様式)

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(第2号様式)

## 地域防災活動促進事業計画書

\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

事業名	当初予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第3号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業計画書

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第4号様式)

## 地域防災活動促進事業収支予算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳入

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
助成金		
合計		

### 2 歳出

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
合計		

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書

川崎市指令危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
会 長 \_\_\_\_\_ 様

川崎市 市長

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金  
については、次のとおり決定しましたので、条件を付けて交付します。

助成金交付額 \_\_\_\_\_ 円

(交付の条件)

- 1 助成金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 交付を受けた助成金の使途を明確にしておくこと。事業終了後は速やかに川崎市  
地域防災活動促進助成金事業実績報告書に必要書類を添えて、提出すること。
- 3 虚偽その他の不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部  
を返還させる。



(第6号様式)

地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
代表者 会 長 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 川崎市 \_\_\_\_\_  
電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付け川崎市指令危対第 \_\_\_\_ 号で交付決定を受けた助成事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

事業名	変更前		変更後		備考	
	金額 (a)	事業 概要	金額 (b)	事業 概要	増減 (b) - (a)	変更（中止、廃止） の理由
	円		円		円	
合 計						

(第7号様式)

## 地域防災活動促進事業変更計画書

自主防災組織連絡協議会

事業名	変更後予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第8号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書

自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第9号様式)

## 地域防災活動促進事業変更収支予算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書

川崎市指令危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市  
自主防災組織連絡協議会  
会 長 様

川崎市長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金  
の変更については、申請のとおり事業変更することを承認します。

(第 1 1 号様式)

## 川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
代表者 会 長 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 川崎市 \_\_\_\_\_  
電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年度地域防災活動促進事業について、事業を完了したので川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

### 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業報告書 (第 1 2 号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書 (第 1 3 号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支決算書 (第 1 4 号様式)
- (4) 監査結果報告書 (第 1 5 号様式)

(第12号様式)

## 地域防災活動促進事業報告書

自主防災組織連絡協議会

事業名	決算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第13号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業報告書

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			



(第14号様式)

## 地域防災活動促進事業収支決算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

# 監査結果報告書

令和 年 月 日

(宛先)

川崎市 長

(会計監査実施者)

川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

監査 \_\_\_\_\_ 印

監査 \_\_\_\_\_ 印

令和 \_\_\_\_\_ 年度地域防災活動促進事業にかかる助成金の執行について、以下により会計監査を実施したところ、適正に執行されていることを確認しました。

1 実施日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

2 実施方法

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書

川危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市  
自主防災組織連絡協議会  
会長 様

川崎市長

令和 年 月 日付で提出がありました川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書について、その内容を審査した結果、次のとおり助成金の交付金額を確定しましたので、通知します。

助成金交付額 円